

○ 土地改良区定款例（昭和40年 3 月22日40農地B第881号農林省農地局長通知）一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（公告の方法） 第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする<u>とともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。</u> 【備考】 <u>自らのウェブサイト</u>を有しておらず、また関係団体又は関係機関のウェブサイトへの掲載もできない場合など、インターネットによる公表が困難な場合には、本条を次のように改めること。 （公告の方法） 第6条 <u>この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。</u> 2 （略）	（公告の方法） 第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。 2 （略）

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。